

北九州市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

北九州市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年北九州市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「第10条第3項」を「第10条第4項」に、「及び法」を「及び」に改め、同条第5項中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

付 則

この条例は、令和3年6月9日から施行する。